

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部 市民活躍課
委託業務番号	令和4年度 長市活第400号
委託業務名称	長浜市多文化共生のまちづくり指針改定案作成及び 第3期長浜市多文化共生のまちづくり指針行動計画策定支援業務委託
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	長浜市多文化共生のまちづくり指針改定最終案作成、第3期長浜市多文化共生のまちづくり指針行動計画策定に関する支援業務を行う。
履行期間	契約締結の翌日 から 令和5年 1月31日 まで
契約年月日	令和4年8月25日
契約額(税込)	660,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 兵庫県神戸市中央区三宮町1-4-9 [商号又は名称] 株式会社ブレインワークス
契約相手方の選定理由	株式会社ブレインワークスは、令和4年長浜市多文化共生のまちづくり指針改定支援業務の受託者であり、多文化共生のまちづくりアンケートの集計・分析・報告書の作成及び多文化共生のまちづくり指針改定(素案)を作成しているため、本市における多文化共生の課題、現状について把握されており、当事業を効率的に実施することができると考え、随意契約を行うものです。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>